

学校運営協議会の令和6年度の活動における自己評価等について

■経緯

「学校運営協議会」は、「地方教育行政の組織と運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の平成16年改正により、初めて法律上の位置付けがされた仕組みであり（同法第47条の5）、その後平成29年の改正を経て現在に至っている。

■自己評価の必要性

宇佐美小中学校運営協議会（以下「学運協」という。）は、令和6年4月に設置され、1年間の活動を行ってきているところであるが、学運協の委員の任期は1年であることから、次年度以降にその学運協の活動の経緯等が継承されあるいは参考とされ、学運協の体制等の改善及び一層の充実ができるように、令和6年度の学運協自身の自己評価を行う必要がある。

■評価項目

地教行法の平成29年の改正の際に、文部科学省が出した第47条の5に係る条文解説を参考にして、また、この1年間の学運協の実地活動から自己評価等の項目を下表に列挙する。

（1）地教行法「第47条の5」の文部科学省の解説を参考にした自己評価等の項目

番号	評価等項目	参考とした項目等
①	（学運協は）学校運営の現状を把握できたか。	同条第1項（学校運営の設置およびその役割）
②	（学運協は）学校運営の課題に関する協議をしたか。	
③	（学運協は）児童生徒が抱える課題を把握できたか。	
④	（学運協は）児童生徒が抱える課題等の解決に関する協議をしたか。	
⑤	（学運協は）地域住民等による学校運営への支援の方法等について協議をしたか。	
⑥	（学運協は）学校と地域の一層の信頼関係の構築が進めることができたか。	
⑦	（学運協は）宇小、宇中間の一層密接な連携を図るための協議をしたか。	

⑧	(学運協は) 次年度以降の協議会委員の選任に関して、地域住民や保護者等への一層の広報、周知をする工夫を協議したか。また、選任の方法等について協議したか。	同条第2項（学校運営協議会の委員）
⑨	(学運協は) 自身で学運協委員の役割や責任について正しい理解を得るように努めたか。	
⑩	(学運協は) 地域住民等の意向を「学校運営の基本的な方針」（グランドデザイン）に反映する措置を工夫したか。	同条第4項（学校運営に関する基本的な方針の承認）
⑪	(学運協は) 協議の結果に関する情報を広く地域住民等に積極的に提供するよう務めたか。以て、地域住民等に開かれた学校運営の一層の実現につながったか。	同条第5項（協議の結果に関する情報の提供）
⑫	⑪に関し、具体的には、「学校だより」「インターネット」の活用及び新たに委員となった者（令和6年度は委員全員）のネットワークを活用したか。	
⑬	(学運協は) 学校の運営について、主体的に教育委員会又は学校長に直接意見を申し出ることがあったか。	同条第6項（運営に関する意見の申し出）
⑭	(学運協は) 学校の職員の採用、任用について、任命権者に直接意見を申し出ることがあったか。	同条第7項（職員の任用に関する意見）
⑮	⑭に関して、職員の採用、任用に関する学運協の意見が任命権者に尊重されたことはあったか。	同条第8項（職員の任用に関する意見の尊重）
⑯	発言力の強い特定の委員により偏った協議会の運営がなされたことはなかったか。	同条第9項（協議会の適正な運営の確保）
⑰	(学運協は) 伊東市立学校運営協議会規則の内容について、地域住民に対して広報、周知に努めたか。改正された場合にも同様に扱ったか。	同条第10項（諸手続きに関する教育委員会規則の定め）
⑱	(教育委員会は) 学運協委員について任期ごとにその活動状況を把握していたか。	「学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期」
⑲	(教育委員会は) 学運協の議事の進行等に関わる諸事項を規則あるいは内規等であらかじめ規定していたか。	「学校運営協議会の議事の手続き」

⑯	(教育委員会は) 学運協の運営の「評価」に関する事項についてあらかじめ規定していたか。	「その他必要な事項について」
---	---	----------------

(2) 実地の活動から見た自己評価等の項目

	評価等項目	摘要
①	(学運協は) 会議の回数は適切だったか。	
②	(学運協は) 学校運営に係る課題抽出の工夫をしたか。	
③	(学運協は) 活発な協議（論議等）を行ったか。	
②	(学運協は) 地域住民から期待される活動だったか。	
④	(学運協は) 「教育課程」を地域住民に開かれたものとするためにどういう活動をしたか。	
⑤	(学運協は) 伊東市立学校運営協議会設置規則第8条の服務規程(守秘義務等)に抵触する事項はなかったか。	
⑥	(学運協は) 会議における協議内容を確認、再考察するなどして、活動を一層深化できるように、委員に会議記録を報告したか。	
⑦	(学運協の委員は) 地方公務員の身分まで与えられた自身の任務、責任を自覚しているか。	
⑧	(教育委員会は) 委員を任命するに際して（実際には事前に打診するに際して）、学運協に係る位置づけ、役割等重要事項を説明したか。	
⑨	(教育委員会は) 教育委員会と学校との連携、意思疎通は充分にとってきたか。	
⑩	(学運協は) 法律（地教行法）及び規則（伊東市立小中学校運営協議会規則）を踏まえて、学運協の活動に係る自主性、自律性について充分配慮したか。	